

アルゼンチン・パタゴニア地域（南パタゴニア地域、北パタゴニアB地域及び北パタゴニアA地域）からの生鮮牛肉及び羊肉の輸入に係るリスク評価
報告書（案） 概要

平成 30 年 3 月 22 日
消費・安全局動物衛生課

I. 経緯

1. アルゼンチン南部のパタゴニア地域（南パタゴニア地域、北パタゴニアB地域及び北パタゴニアA地域）は、OIEにより口蹄疫ワクチン非接種清浄地域として認められている（参考資料3）。
2. アルゼンチン当局から、同国パタゴニア地域からの生鮮牛肉及び羊肉の対日輸出解禁要請を受け、標準的手続きに従い、同地域の口蹄疫に関する清浄性を評価し、当該地域からの生鮮牛肉及び羊肉を輸入に係るリスク評価を実施した。
3. なお、リスク評価に当たっては、アルゼンチン家畜衛生当局からの資料提供、技術的協議及び現地調査により情報を収集した。

II. 評価事項

1. 獣医当局及び法制度

(1) 獣医当局

アルゼンチン農産業省国家農畜産品衛生管理機構（SENASA）は家畜衛生及び食品安全分野を所掌する国家中央当局である。SENASAは全国14か所の地域センター、377か所の地方事務所を有し、地方の家畜衛生・食品衛生に係る業務を実施している。口蹄疫の検査・診断機関として、SENASAの動植物検査総局動物研究所（DILAB）を有している。

(2) 法制度

- ① 動物衛生施行法（法律第3959/1906号）及び法律第27233/2015号により、国策として動物疾病の予防、管理、撲滅等を重視する旨宣言するとともに、SENASAに実施機関としての法的責任及び権限を付与している。
- ② SENASA決議第779/1999号により、疾病発生時等に発動される国家動物衛生緊急システム（SIENASA）を定めるとともに、SENASA決議第540/2010号により通報対象疾病及びその通報ルールを定めている。
- ③ 口蹄疫法（法律第24305/1993号）により、口蹄疫撲滅に向けた対策を規定している。口蹄疫発生時の対応については、口蹄疫 SENASA 決議第3/2007号に基づき策定した口蹄疫封じ込め計画により規定している。

(3) 獣医当局及び法制度に関する考察

アルゼンチンにおいては、国家中央獣医当局である SENASA が中央及び地方に平常時及び緊急時における口蹄疫対策を実施するための人員を配置しており、法制度に基づき、アルゼンチン全土で実効的に対策を講じる体

制が整備されている。

2. 一般状況

(1) 家畜の飼養状況（参考資料4）

アルゼンチン全体で牛の生産は盛んであるが（2015年の飼養頭数：約5,500万頭（牛）、約1,500万頭（羊））、牧草生産に適さない気候であるパタゴニア地域においては、牛の飼養は限定的である一方、自然草地を利用した羊毛用もしくは羊毛・肉用の羊の生産が集中している。

(2) と畜場・食肉処理施設の管理運用体制

全てのと畜場・食肉処理施設は、操業に当たり SENASA の認定を受けている。また、全ての生体及びと体について、SENASA 職員がと畜前後の検査を実施している。輸出用施設は、輸出先国が求める要件を満たしていることについて、SENASA が確認した上、認定を受ける。全国で牛肉輸出用施設が 50 か所、羊肉輸出用施設が 12 か所存在している。

(3) 個体識別及びトレーサビリティ

全ての農場は SENASA に登録されており、各農場に固有の番号（RENSPA 番号）が与えられ、農場毎の所在地や、ワクチン接種、動物の移動履歴等の情報が記録されたシステム（SIGSA）が整備されている。全ての牛及び水牛が耳標により個体識別されているとともに、羊、山羊及び豚は耳介への切れ込み等により群単位で識別されており、動物の農場間及び農場からと畜場までの移動の際には、SIGSA を通じて SENASA が発行する移動記録書（DT-e）の携行が義務付けられている。

食肉段階においても、と畜場・食肉処理施設内のオペレーションにより、最終製品まで群単位のトレーサビリティが確保されている。

(4) 一般状況に関する考察

と畜・食肉処理施設は SENASA の認定を要し、SENASA 検査官によると畜前後検査が行われ、輸出用施設については、輸出先国が求める要件を満たすことを SENASA が確認した上で認定しており、適切な管理が行われている。また、牛及び羊の生体段階及び食肉段階においてトレーサビリティが確保され、家畜の移動情報が適切に管理されている。

3. 国境検疫措置

SENASA は、国際空海港及び国境付近の道路沿いの国境検疫ポイント（77 か所）に職員を配置し、輸出入検疫を実施している。

(1) 輸入検疫

アルゼンチンは、OIE 及び SENASA により口蹄疫ワクチン接種又は非接種清浄と認定された国又は地域由来の動物及び畜産物に限り輸入を認めており、ワクチン接種清浄国由来の生鮮牛肉については、脱骨・熟成処理が行われたもののみ輸入を認めている。生体の輸入に当たっては、仕向先農場における隔離検疫を実施している。畜産物については書類審査と開梱検

査が行われる。

なお、近隣国において口蹄疫が発生した場合は、直ちに決議が採択され、国境対策の強化や輸入停止措置が講じられる。

(2) 輸出検疫

畜産物の輸出に当たっては、輸出用施設の SENASA 獣医官がコンテナの封印を行った上で暫定的な輸出検疫証明書 (PEC) を発行する。畜産物を輸出する空海港の SENASA 事務所においては、PEC の確認が行われ、最終的な輸出検疫証明書 (FEC) が発行される。

自国において口蹄疫が発生した場合は、直ちに SENASA 事務所に情報が伝達され、畜産物の輸出が一時停止される。

(3) 国境検疫措置に関する考察

アルゼンチンは、口蹄疫のワクチン接種又は非接種清浄国・地域由来の畜産物に限り輸入を認めており、SENASA 職員による輸入検疫が実施されている。近隣諸国において口蹄疫が発生した際には速やかに当該国・地域からの輸入を停止する体制が構築されている。

輸出畜産物については、SENASA 職員がと畜場及び輸出港での二重の確認を行った上で、衛生証明書を発行する仕組みが整っている。

4. 国内防疫措置

(1) 口蹄疫ワクチン接種政策

ワクチン接種清浄地域においては、毎年 SENASA が作成する接種スケジュールに基づき、対象地域内の全ての牛及び水牛を対象にワクチン接種が行われる。生産者や SENASA 地方獣医官から構成される地方家畜衛生組織 (ENTE) がワクチンの流通管理、保管、接種作業、記録の作成等を担う。接種地域においてはワクチン抗体の保有状況及びウイルス循環の有無を確認するためのサーベイランスを実施している。

なお、ワクチン非接種清浄地域のパタゴニア地域のうち、北パタゴニア A 地域では、2012 年までワクチン接種を実施しており、地域内にはワクチン接種歴のある繁殖牛が残存している。ただし、ワクチン接種歴を有する牛は耳標により識別され、さらに南パタゴニア地域や、北パタゴニア B 地域への移動は認められない。

(2) 口蹄疫発生時の対応

家畜に口蹄疫を疑う症状が見られた場合には、家畜所有者は SENASA 地方事務所に通報する義務を負う。通報を受けた SENASA 地方事務所の獣医官は農場を訪問し、口蹄疫の可能性があると判断した場合には、口蹄疫疑い動物から検体を採取し、DILAB に送付する。

DILAB で口蹄疫と確定診断されると、国家動物衛生緊急システムが発動され、患畜等の殺処分、移動制限 (3km の周辺エリア及び 10km のサーベイランスエリア)、緊急ワクチン接種等の防疫措置が講じられる。

また、緊急時の対応に備えた防疫演習が定期的実施されている。

(3) パッシブサーベイランス

SENASA 獣医官によると畜前検査やワクチン接種時の臨床検査のほか、民間獣医師や家畜の生産者からの通報等に基づくパッシブサーベイランスが実施されている。2013～2016 年には全土で 24 件の通報があり、検査の結果、口蹄疫が否定されている。

通報を怠った者に対する罰則規定や、殺処分された家畜に対する補償制度が定められているほか、地方の SENASA 獣医官を通じた生産者への啓発活動を徹底するなどしてパッシブサーベイランスの機能向上に努めている。

(4) 口蹄疫アクティブサーベイランス

アクティブサーベイランスは毎年一定ではなく、SENASA が 1～数年単位で、戦略的なアクティブサーベイランス計画を作成し実施している。

2013 年～2015 年には北パタゴニア A 地域、2016 年にはパタゴニア全域を対象とし、ウイルス循環の有無を確認する目的で、家畜の移動実績の多い農場や、ワクチン接種清浄地域との境界付近の農場等、ハイリスクな農場を対象としたアクティブサーベイランスを実施しており、ウイルス循環がないことを確認している。

パタゴニア地域における口蹄疫アクティブサーベイランスの概要及び結果

年	対象地域	対象畜種	サンプル採取		初回検査で陽性となった数		ウイルス循環の有無（※）
			農場数	動物数	農場数	動物数	
2013	北パタゴニア A 地域	豚	76	462	0	0	なし
		牛	247	3,682	0	0	なし
2014		牛	242	3,610	3	3	なし
		羊	1	60	0	0	なし
2015		牛	250	3,727	1	1	なし
2016	パタゴニア地域 全域	羊/山羊	77	1,091	0	0	なし
		牛	288	4,537	0	0	なし

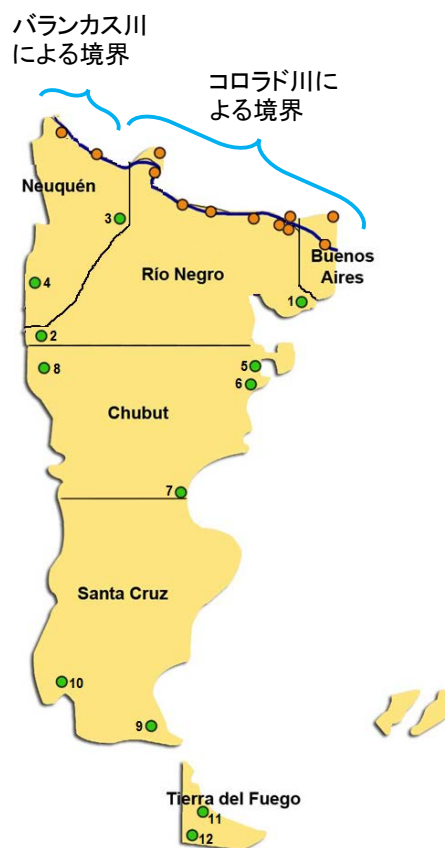
※ 初回検査で陽性となった個体についての口蹄疫ウイルスの検査方法であるプロバングテスト及び同居畜群やワクチン非接種動物を対象とした追加検査結果から最終的に判断

(5) ワクチン接種/非接種地域の境界における動物及び畜産物の移動制限

パタゴニア地域の口蹄疫清浄性を維持するため、北部地域（ワクチン接種清浄地域）からのパタゴニア地域への口蹄疫感受性動物の導入は、当該家畜のワクチン接種歴に関わらず禁止されている。また、北部地域からの生鮮牛肉及び羊肉は、脱骨・熟成処理を確実に実施していることを SENASA が査察で確認した上で、特別に登録されたと畜場で処理されたもののみ、パタゴニア地域への持ち込みが認められている。

パタゴニア地域は、バラncas川及びコロラド川の自然障壁により隔てられている。ワクチン接種地域からの動物及び畜産物の持ち込みを監視するため、SENASA は同境界を横切る全ての道路上に、衛生防疫境界ポイント（右図赤点）を12か所設置している（参考資料5）。また、空港12か所（右図緑点）にもSENASA 職員を配置している。

衛生防疫境界ポイントでは通行する全ての車輛についてDT-e等の必要書類の確認と目視検査を行った上で通過を認めているほか、空港では全ての手荷物のX線検査を実施している。



（6）国内防疫措置に関する考察

口蹄疫早期摘発のための通報、発生時の防疫体制が整備されており、口蹄疫のパッシブサーベイランスが有効に機能しているほか、アクティブサーベイランスが適切に実施されている。

パタゴニア地域の口蹄疫の清浄性を維持するため、北部地域からの動物及び畜産物の移動は規制されている。パタゴニア地域と北部地域の境界に設置された衛生管理ポイントにおいてSENASAによる監視が行われており、口蹄疫の侵入防止のための動物及び畜産物の移動管理が厳格に実施されている。

Ⅲ. 結論

これまでに得られた情報から、アルゼンチンの獣医組織体制、国境検疫措置及び国内防疫措置等が適切であることが確認された。特に、パタゴニア地域については、これまでに実施されたパッシブ及びアクティブサーベイランスにより、口蹄疫の発生や口蹄疫ウイルスの循環がないことが確認されていること、同地域への動物及び畜産物の移動制限が厳格に実施されていることから、パタゴニア地域における口蹄疫の清浄性が維持されていると評価できると考えられた。

従って、パタゴニア地域への動物及び畜産物の移動制限等の現行の措置が今後も継続されるならば、アルゼンチン・パタゴニア地域からの生鮮牛肉及び羊肉の輸入により口蹄疫が我が国に侵入するリスクは極めて低いと考えられた。

なお、北パタゴニアA地域にはワクチン接種歴を有する牛が残存しているが、ワクチン接種を受けた牛は、そうでない牛と比較して感染時に症状を示しにくいことから、パタゴニア地域からの生鮮牛肉の輸入を認める場合には、このことに留意して、ワクチン接種歴を有する牛に由来する牛肉の取扱いを含めたリスク管理措置を検討するべきと考えられた。